

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）重要事項説明書①**

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	はが野農業協同組合	
主たる事務所の所在地	〒321-4303 真岡市八条95番地	
代表者（職名・氏名）	代表理事組合長 渡辺 栄	
設立年月日・電話番号	平成9年3月1日	0285-83-7701

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	はが野農業協同組合	
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）	
事業所の所在地・電話番号	〒321-4405 真岡市飯貝559-2	0285-83-8941
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定	0970900023
管理者の氏名	鈴木 由香	
通常の事業の実施地域	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位変換、服薬介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日。ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。※
営業時間	8：30～17：00※

※サービス提供日、サービス提供時間についてはご相談に応じます。

6. 事業所の職員体制

訪問介護員の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤1名
サービス提供責任者	常勤、非常勤合計2名以上
訪問介護員	常勤、非常勤合計10名以上

7. 管理者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	鈴木 由香
サービス提供責任者	齋藤和子・油原ありさ・岩波佐百合

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載の負担割合に応じた額となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 地域区分が7級地（真岡市）の場合の第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自 サービス11 (1月につき)	週1回程度のサービスが 必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	12,006円	1,201円	2,402円	3,602円
訪問型独自 サービス12 (1月につき)	週2回程度のサービスが 必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,983円	2,399円	4,797円	7,195円
訪問型独自 サービス13 (1月につき)	週2回を超えるサービスが 必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	38,052円	3,806円	7,611円	11,416円
訪問型独自 サービス21 (1回につき)	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	2,930円	293円	586円	879円
訪問型独自 サービス22 (1回につき)	生活援助が中心である場合で 所要時間が20分以上45分 未満の場合	1,827円	183円	366円	549円
訪問型独自 サービス23 (1回につき)	生活援助が中心である場合で 所要時間が45分以上の場合	2,246円	225円	450円	674円
訪問型独自 短時間サービス	短時間の身体介護が中心であ る場合	1,664円	167円	333円	500円

【加算】以下の要件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,042円	205円	409円	613円
介護職員等处遇改善加算Iロ※	当該加算の算定要件を満たす場合	所定の単位数 × 28.7% × 10.21円			

(2) 地域区分がその他(益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)の場合の第1号訪問事業(訪問介当サービス)利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自サービス11 (1月につき)	週1回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型独自サービス12 (1月につき)	週2回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービス13 (1月につき)	週2回を超えるサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円
訪問型独自サービス21 (1回につき)	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	2,870円	287円	574円	861円
訪問型独自サービス22 (1回につき)	生活援助が中心である場合で所要時間が20分以上45分未満の場合	1,790円	179円	358円	537円
訪問型独自サービス23 (1回につき)	生活援助が中心である場合で所要時間が45分以上の場合	2,200円	220円	440円	660円
訪問型独自短時間サービス	短時間の身体介護が中心である場合	1,630円	163円	326円	489円

【加算】以下の要件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,000円	200円	400円	600円

介護職員等処遇改善加算 I ロ※	当該加算の算定要件を満たす場合	所定の単位数 × 28.7% × 10円
------------------	-----------------	----------------------

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) サービス提供区域以外の場合の交通費

通常の実施地域を超えサービス提供を行う場合及び、生活援助で買物等を行う場合の交通費はその実費を請求させていただきます。なお、自動車を使用した場合の実費は以下の額となります。

- ・実施地域を超えサービス提供を行う場合、営業区域外から片道1キロメートルごとに20円。
- ・利用者宅から買物等の目的地まで片道1キロメートルごとに20円。

(3) キャンセル料

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(4) 支払い方法

月末締切でJAはが野の口座の場合は翌月25日振替、銀行口座・郵便局等の場合は翌月27日振替（ただし休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として契約者（または代理人）名義の金融機関口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

9. 衛生管理等

- (1) 指定訪問事業の用に供する施設、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 鈴木 由香
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通

(家族等)	電話番号	
-------	------	--

15. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

16. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

	電話番号	0285-80-6294
事業所相談窓口	面接場所	当事業所の相談室
	苦情受付時間	事業所の営業日及び営業時間に同じ

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	真岡市介護保険担当部署	電話番号 0285-83-8094
	益子町介護保険担当部署	電話番号 0285-72-8525
	茂木町介護保険担当部署	電話番号 0285-63-5603
	市貝町介護保険担当部署	電話番号 0285-68-1113
	芳賀町介護保険担当部署	電話番号 028-677-6015
	栃木県国民健康保険団体連合会	電話番号 028-643-5400

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。